

北秋田市 第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画

計画期間:令和8年度～令和12年度

【概要版】

令和8年 3月

北秋田市・北秋田市社会福祉協議会

I : 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人(市民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、市)が主役となって行う地域づくりの取り組みです。

地域福祉計画

地域福祉計画とは、地域に関わるすべての人が主役となって行う地域づくりを推進するために、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

市民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、市民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す行政計画となります。

地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためにどのような取り組みを行うべきかについて取りまとめた民間の計画です。

一体的計画策定

2つの計画を、一体的に策定することで取組の共有を図るとともに、市及び社協がそれぞれの立場において、それぞれの役割を担い、かつ相互に連携しながら本市の地域福祉の推進を図っていきます。

計画が目指すもの

地域共生社会の実現

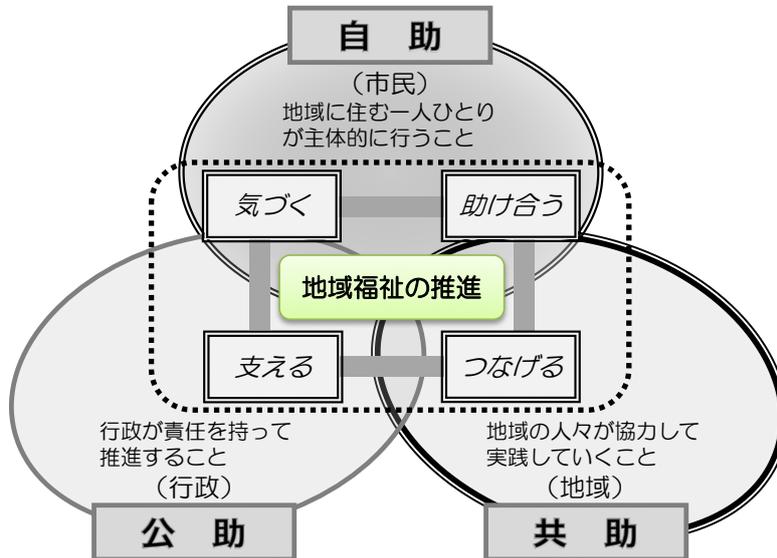
地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくりていく社会(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)とされています。

制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

Ⅱ：地域福祉推進に向けた役割分担

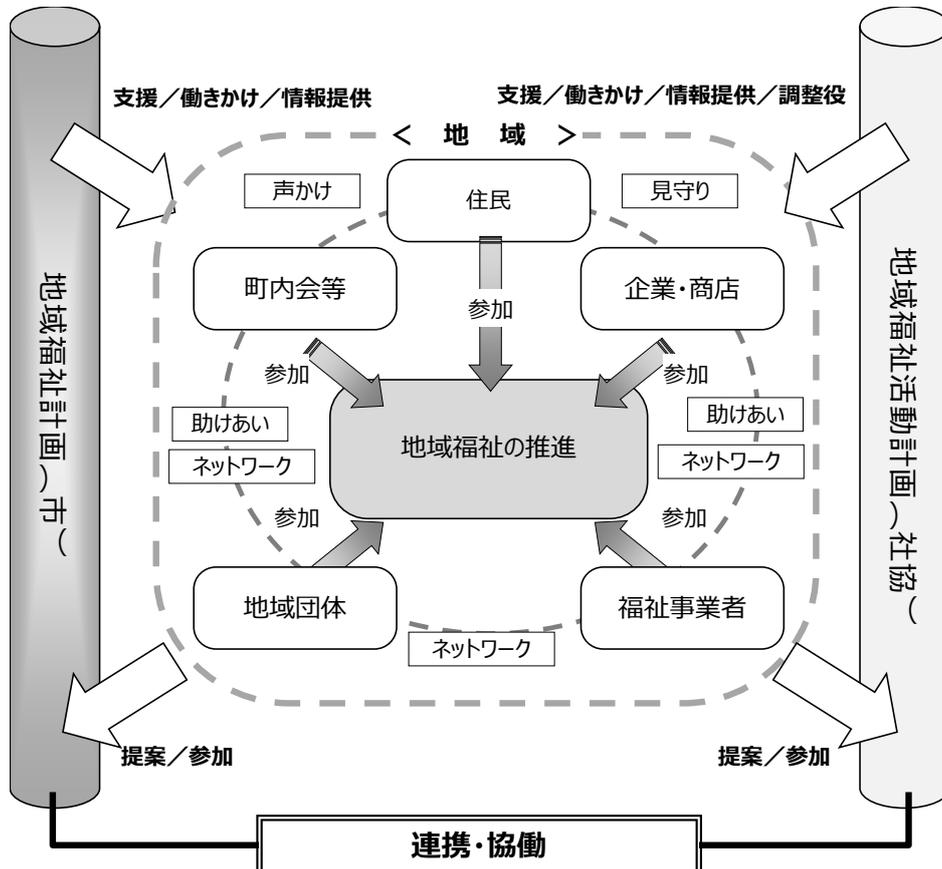
地域福祉推進の役割分担

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は北秋田市における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



Ⅲ:計画の基本的な考え方

(1)基本理念

一人ひとりが、地域に関心を持ち、 共に支え合いながら暮らすまち 北秋田市

国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されました。

さらに市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

地域福祉にとって、住民や団体の力は重要な要素であり、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

アンケート調査においても地域の社会福祉の推進を図るために重要なこととしては、「住民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心をもつこと」が多く挙げられており、自助においても「地域のことに関心を持つ」、「できる範囲で地域に貢献する」といったことが重要なこととして挙げられています。

地域福祉における基本的な考え方や、アンケート調査で示された市民の考え方を踏まえ、本計画における基本理念を「一人ひとりが、地域に関心を持ち、共に支え合いながら暮らすまち 北秋田市」とし、一人ひとりの思いやりや支え合いの心を基本に地域全体で支え合っていく地域福祉の推進を目指していきます。

(2)計画推進のポイント

推進のポイント

ポイント1	市民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化
ポイント2	立場に応じた役割を考え一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

推進の視点

- 視点 1 市民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること
- 視点 2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること
- 視点 3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること
- 視点 4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

(3)基本目標

- 基本目標 1 : 地域を支える「ひと・ところ」の育成
- 基本目標 2 : 安心して暮らせる「まち」づくり
- 基本目標 3 : 支えあいの「しくみ」づくり

関連計画 1 : 成年後見制度利用促進基本計画

施策・事業についてはこれまでの取り組みの大半を継承して取り組んでいくこととしており、基本目標についてもこれまでのものを継承していくこととします。

ただし、本計画からは成年後見制度利用促進基本計画を独立した計画と位置づけ、本計画に内包する形で整理していきます。

IV:施策の展開

基本目標1:地域を支える「ひと・ところ」の育成

(1)尊敬し支えあう意識の醸成

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○福祉意識の啓発と醸成○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成	<ul style="list-style-type: none">1)住民・自治会活動の推進<ul style="list-style-type: none">■サロン活動等助成事業■地域福祉研修会(自治会・町内会長向け)2)福祉の意欲の向上<ul style="list-style-type: none">■広報誌「社協だより」発行■北秋田市福祉大会

(2)福祉教育の充実

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○研修会や出前講座の実施○認知症サポーター養成講座○高校生を対象とした介護職員初任者研修修了課程資格取得支援○心の健康づくり事業○児童福祉従事者の育成 新規	<ul style="list-style-type: none">1)社会人への福祉教育の実践<ul style="list-style-type: none">■介護、認知症予防教室、在宅介護者交流会■ボランティア交流研修会■災害研修会2)学校と連携した福祉教育の実践<ul style="list-style-type: none">■福祉体験学習■子ども防災キャンプ■除草・除雪ボランティアコーディネート■インターンシップの調整■福祉教育応援事業

(3)地域を支える人材の育成

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員の活動支援○児童等と高齢者との世代間交流の実施○心のふれあい相談員養成講座○認知症サポーター養成講座 再掲○高校生を対象とした介護職員初任者研修修了課程資格取得支援 再掲○児童福祉従事者の育成 新規 再掲○外国人介護人材定着促進支援 新規	<ul style="list-style-type: none">■介護職員初任者研修(一般向け)■介護職員初任者研修(高校生向け)■中高生ボランティアの活動推進■実習生の受け入れ■社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人の連絡体制の構築■特定技能介護職員(介護)の定着 新規

基本目標2:安心して暮らせる「まち」づくり

(1)地域活動の推進及び社会参加の促進

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○地域包括支援センターの活動推進○基幹相談支援センターの活動推進○こども家庭センターの活動推進○地域子育て支援センターの運営○広報きたあきたの発行・市ホームページ配信○パンフレット等による情報提供○自治会・町内会活動への支援○活動機会の充実○自治会館の整備費助成○市街地巡回バスの運行○デマンド型タクシーの運行	<ol style="list-style-type: none">1)地域福祉活動の推進<ul style="list-style-type: none">■サロン活動への職員派遣■サロン活動等助成事業 再掲2)住民活動への支援<ul style="list-style-type: none">■マイクロバス無料貸与■レクリエーション用具無料貸与3)交流の場づくり、交流の促進<ul style="list-style-type: none">■高齢者世帯等買物支援事業■きたきた希望の会■ほほえみ祝い金4)地域の課題解決能力の向上<ul style="list-style-type: none">■地域課題の情報交換

(2)バリアフリーの推進

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○公共施設のバリアフリー化の推進○「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及	<ul style="list-style-type: none">■車いす、スロープ、歩行器の無料貸与■福祉用具安心サポート事業(介護保険非適用者)■「社協だより」の音声吹き替え■「声の広報」、手話サークル等のボランティア団体の支援

(3)災害や犯罪に強い地域づくり

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者名簿の作成・配布○個別避難計画の作成○北秋田市防災マップや防災ラジオの配布○空き家対策推進	<ol style="list-style-type: none">1)災害対策の充実<ul style="list-style-type: none">■災害ボランティア事前登録ネットワーク■災害ボランティア団体研修会■災害ボランティアセンター設置■災害備品の管理■災害研修会 再掲2)地域の見守り体制の充実<ul style="list-style-type: none">■認知症高齢者等見守りネット事業■高齢者世帯等防火指導■あんしん電話3)除雪対策<ul style="list-style-type: none">■福祉の雪事業■除雪ボランティア支援■サロン活動等助成事業 再掲4)警察と連携した防犯体制の強化<ul style="list-style-type: none">■警察との連携した地域安全活動

基本目標3: 支えあいの「しくみ」づくり

(1) 適切なサービスの提供と充実

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの情報提供の充実 ○関係機関・団体との連携 ○各福祉分野の部門別計画に沿ったサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 介護保険外サービス体制 <ul style="list-style-type: none"> ■自費訪問介護事業(介護保険非該当者) ■外出支援サービス ■家族介護用品支給事業 2) 生活困難者支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ■食の自立支援事業 ■日常生活自立支援事業 ■法人後見制度の実施 ■食糧支援(フードバンク) ■生活福祉資金貸付事業、 たすけあい資金貸付制度

(2) 情報提供と相談支援体制の充実

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○広報きたあきたや市ホームページの活用 ○相談窓口の充実 ○相談支援体制の連携強化 ○生活困窮者自立相談支援事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ふくしの総合相談窓口 ■無料法律相談会 ■暮らし相談センター ■広報誌「社協だより」発行 再掲 ■きたきた希望の会 再掲

(3) 支えあいネットワークの連携強化

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉ネットワークの形成 ○民生委員・児童委員の活動支援 再掲 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種ネットワーク会議への参画 ■民生委員・児童委員協議会との連携 ■認知症高齢者等見守りネット事業 再掲 ■災害ボランティア事前登録ネットワーク 再掲

関連計画1: 成年後見制度利用促進基本計画

市の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○北秋田市成年後見制度利用促進計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■権利擁護や他事業との連携 ■成年後見セミナー ■成年後見支援センター 新規

V:計画の推進体制

(1)計画推進の考え方

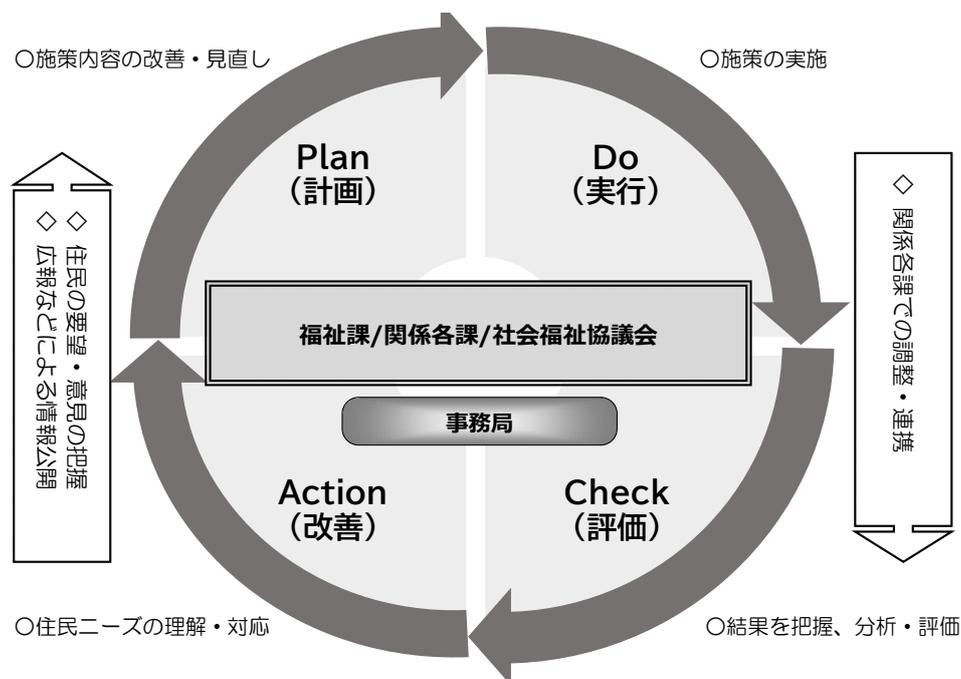
計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、市と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくり等、多岐にわたり、市の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

(2)計画の推進体制

庁内関係課及び社会福祉協議会において定期的に進捗状況の確認を行うとともに、計画の中間年を目安に、これまでの取組の進捗状況の評価や総括、新たな課題への対応方針などについて検討を行い、計画期間中に計画の大幅な変更が必要な場合には、計画の見直しについても協議していきます。

また、計画の最終年度には本計画の進捗について総合的な総括を行うとともに、計画の改訂に向けた検討を行います。



(3)計画推進における留意点

○計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの住民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

○社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

(4)計画の進捗評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を得ながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

評価・点検に際しては進捗評価シート等を事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

<進捗評価シートの記入イメージ>

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	① 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) ③ 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業に関わる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 ③ 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取り組み内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人が参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

編集・問い合わせ先

北秋田市健康福祉部福祉課

〒018-3392
秋田県北秋田市花園町19番1号
(TEL)0186-62-6637

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会

〒018-3312
秋田県北秋田市花園町16番1号
(TEL)0186-69-8025